

議第16号議案

資産課税の軽減に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成30年9月14日提出

提出者	新座市議会議員	平松	大佑
賛成者	〃	小池	秀夫
	〃	中村	和平
	〃	野中	弥生
	〃	工藤	薫
	〃	芦野	修
	〃	平野	茂
	〃	助川	昇
	〃	亀田	博子
	〃	佐藤	重忠
	〃	木村	俊彦

提 案 理 由

地域貢献、市民生活の安全確保、都市農業の維持を鑑み、都市農地が持つ公益的機能など多面的機能を更に発揮し、都市近郊農家の納税負担の軽減を求めため、この案を提出する。

資産課税の軽減に関する意見書

都市の農業・農地は、地域住民に安全・安心で新鮮な農産物を供給する最も身近な存在であるほか、豊かな緑と潤いのある空間を提供するとともに、次世代への食農教育や土に触れるレクリエーションの場の提供、災害時の市民の緊急避難場所等オープンスペースの確保など、多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営む上で公共的役割と価値を備え、地域づくりに貢献しています。

平成27年4月には「都市農業振興基本法」が制定され、平成28年5月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、税制上の措置、担い手の育成及び確保、農産物の地元での消費促進、農作業を体験することができる環境の整備、的確な土地利用に関する計画の策定等が講じる施策として挙げられています。

一方、農業者は、消費者に囲まれた環境をいかしながら多彩な農業を展開していますが、昨今の経済情勢及び社会情勢から農業収入が減収し、固定資産税・都市計画税による納税負担のために農地の一部を別事業等に転用するなど、農地が減少している状況にあります。農業後継者が引き続き農業経営を維持していくため農地は必須であります。都市近郊農家では、高額な相続税の納税負担により農地の売却を余儀なくされ、大きな課題となっています。相続税の課税が強化されたことにより、今まで以上に農地を売却し、相続税支払資金に当てなければならなくなり、都市農地の減少に一層の拍車を掛けることになっています。

よって、地域貢献、市民生活の安全確保、都市農業の維持を鑑み、都市農地が持つ公益的機能など多面的機能を更に発揮し、都市近郊農家の納税負担の軽減を求めるため、国及び政府においては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 固定資産税を減額すること。
- 2 相続税の納税負担を軽減すること。
- 3 三大都市圏特定市における市街化区域農地の相続税納税猶予制度の20年営農継続による免除制度を復活すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

農林水産大臣 様